

森林経営計画援助申請書

平成 年 月 日

農林（水産）振興事務所長 様

住所 (フリガナ) 代表者氏名 電話番号 () 氏名

下記のとおり森林経営計画作成に係る援助を申請します。

記

(該当項目にチェックを記入すること。)

① 森林簿データの複製品の交付

- 申請者本人の所有する森林
申請者が下の者から継承した森林
申請者が下の者との間に森林経営委託契約を締結した森林
申請者が下の者から森林経営計画作成の委任を受けた森林

Table with 5 columns:フリガナ 森林所有者名, 1, 2, 3, 4

注意事項

- 1 上の欄には、森林簿データの交付を希望する森林の所有者名をすべて記入すること。上の欄で足りない場合は別葉を付すこと。
2 受委託契約を締結した森林又は森林経営計画作成の委任を受けた森林の森林簿データの交付を受けるときは、この様式に受委託契約書の写し又は委任状の写しを添付する等により、森林所有者との関係を明確に示すこと。

- 申請者が森林経営計画の認定を受けようとする森林若しくは受けた森林を含む林班

Table with 5 columns:市町名 (旧市町名), 林班番号, 1, 2, 3, 4

注意事項

- 1 申請書とともに森林簿データ管理誓約書及び個人情報保護に関する内部規定の写しを提出すること。

森林簿データの交付媒体 (申請者が持参すること)

- CD-R, USBメモリ, FD, その他 ()

② 森林経営計画作成の指導

- 森林経営計画作成支援システム及びマニュアルの交付
その他 ()

森林簿データ管理誓約書

第 号
平成 年 月 日

農林（水産）振興事務所長 様

申込者 住 所
名 称
代表者氏名 印
電話番号

平成 年 月 日付けで申請した森林経営計画援助申請については、下記の次項を遵守します。

記

- 1 森林簿データについては、森林経営計画の作成以外に使用しない。
- 2 森林簿データの内容を第3者に公表又は譲渡しない。
- 3 森林簿データを修正する場合は、修正部分の新旧対照表を兵庫県に提出する。
- 4 森林簿データに関して県の職員が検査を求めたときは、これを拒まない。
- 5 森林簿データの複製は行わない。
- 6 森林簿データを、通信ネットワーク等により不特定多数へ流布しない。
- 7 交付後2年以内に複製品に基づく森林簿データによる森林経営計画の認定を受けなかった際には、複製品を廃棄する。
- 8 森林簿データの管理責任者を以下のとおり定め、責任を持って管理する。

管理責任者（ _____ 印 ）

- 9 上記の条件によるほか、森林簿データに含まれる個人情報等の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 森林簿データは地域森林計画の内部資料として森林所有者等の協力を得ながら作成しているものである。

また、森林資源の把握と森林・林業の行政施策を展開する上で利用される基礎資料であり、森林所有者の財産管理等に用いられるものではない。

これらは、森林所有者の個人情報に関わる内容を含んでおり、目的外に使用することは、公的信用を失うことになりかねない危険性を含んでいる。

兵庫県(以下甲という。)からこの個人情報の交付を受けた者(以下乙という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第2 乙は、甲の指示がある場合を除き、森林簿データから知ることのできた個人情報及び行政情報(以下「個人情報等」という。)を利用目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、森林簿データから知ることのできた個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

(廃棄)

第4 乙は、森林簿データから知ることのできた個人情報等について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、森林簿データから知ることのできた個人情報等をみだりに第三者に知らせてはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲から引き渡された個人情報等が記録された森林簿データについて、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 乙は、森林簿データの利用している者に対して、在職中及び退職後においても甲から交付承認又は交付作業の依頼を受けた業務に関して知ることのできた個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(修正)

第8 乙は、森林簿データの内容に誤りがあった場合には、速やかに甲にその内容を報告するものとする。

(立入調査)

第9 甲は、乙が取り扱っている森林簿データの利用状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この特記仕様書第1から第8に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。